

文書管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人公害地域再生センター(以下、「この法人」という。)における文書の取り扱いを定め、事務を正確かつ効率的に処理することを目的とする。

(文書の定義)

第2条 この規程において、文書とは図書類を除く紙面を利用した記録のほか電子メール等の電磁的記録を含む業務上取り扱うすべての記録をいう。

(事務処理の原則)

第3条 この法人の事務は、軽微なものを除き文書により処理するものとする。

- 2 文書によらないで処理した場合、必要に応じて直ちに文書を作成し、事後に支障のないようにしなければならない。

(取り扱いの原則)

第4条 文書の取扱いは、責任を明らかにして正確かつ迅速に行うとともに、常に整理し、その所在を明らかにしておかなければならない。

(文書管理担当者)

第5条 この法人に、統括文書管理者を置く。

- 2 統括文書管理者は、事務局長とする。
- 3 統括分離管理者は、この法人の文書の管理に関する事務の統括を行う。

(文書管理担当者)

第6条 この法人の事務局に文書管理担当者を置く。

- 2 文書管理担当者は、事務局長が任免する。
- 3 文書管理担当者は、この法人の文書の受付、配布、回付、整理及び保存に関する事務を行う。

(決済手続き)

第7条 文書の起案は、担当部局において行うものとする。

- 2 起案文書は事務局長の決裁を受けるものとする。

(受信文書)

第8条 この法人に到着した文書(以下「受信文書」という。ただし、軽易な文書は除く。)は、文書管理担当者において受付けるものとし、文書管理担当者以外が受取ったときは、速やかに文書管理担当者に回付しなければならない。

- 2 受信文書については、担当部署において文書の内容に応じて適切に整理保管するとともに、必要な処理を行う。

(外部発信文書)

第9条 この法人外に発信する文書(以下「発信文書」という。ただし、軽易な文書は除く。)は、第6条の決済手続きを経た後に発信する。

- 2 前項の規定による発信文書については、担当部署において発信し、処理結果がわかるように整理保管する。

(整理及び保管)

第10条 文書の整理保管は、原則として当該文書の担当部署において行う。

2 文書の保管期間は当該文書の処理が完了した事業年度の末日までとする。

(保存期間)

第11条 この法人文書の保存期間は、別表の文書保存期間基準表による。ただし、関係法規により保存期間が定められているものは、当該法規の規程に従う。

2 前項の保存期間は、この法人の文書の処理が完了した事業年度の翌事業年度から起算する。

(廃棄)

第12条 保存期間を経過した文書は廃棄する。ただし、理事長または事務局長が引続き保存する必要があると認めたものはこの限りではない。

(細則)

第13条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、2022年11月1日から実施する。

(別表) 「文書保存期間基準表」

保存期間	文書の種類
永年保存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款及び規則の制定及び改廃に関するもの ・ 法人の設立・運営に係る関係行政庁への申請、届出等の手続に関するもの ・ 行政庁等による指導または命令に関するもの ・ 広報誌、重要刊行物 ・ 10年保存を原則とする文書のうち重要なもの ・ その他、上記の文書に類するもの
10年保存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の選任及び解任に関するもの ・ 会員の入退会に関するもの ・ 総会、理事会、重要会議の運営に関するもの（議事録、関係書類） ・ 職員等の採用、休職、退職及び解雇等に関するもの ・ 事業報告、決算及び監査に関するもの ・ 行政庁等による検査に関するもの ・ 5年保存を原則とする文書のうち重要なもの ・ その他、上記の文書に類するもの
7年保存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引で作成された書類（領収書・契約書・見積書、磁氣的記録等） ・ 財産の取得、管理及び処分に関するもの ・ 予算並びに収入及び支出に関するもの（会計帳簿等） ・ 事業の計画、実施及び報告に関するもの ・ 寄付金の受入及び助成金の交付等に関するもの（助成金交付等に伴う応募書類のうち落選した団体のものは除く） ・ 委員会の設置・運営及び委員の委嘱に関するもの（事業に付随するものは除く） ・ 安全衛生及び災害補償に関するもの（福利厚生は除く） ・ 3年保存を原則とする文書のうち重要なもの ・ その他、上記の文書に類するもの
5年保存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記保存期間の内容に該当しないメール配信情報（協会イベント、イベントを除く協会の案内、紹介情報）
3年保存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議及び研修に関するもの（事業に付随するものは除く） ・ 職員の服務、福利厚生に関するもの ・ その他、上記の文書に類するもの
1年保存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金交付等に伴う応募書類のうち落選した団体のもの ・ その他、前記の各保存期間の区分に属さない軽易なもの